

浜松市条例第19号

浜松市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例

浜松市勤労福祉センター条例（令和6年浜松市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）				
1 ホール等				1 ホール等				
利用時間区分		午前9時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで	利用時間区分		午前9時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで	
利用区分				利用区分				
(略)				(略)				
大会議室	勤労者	<u>710</u>	<u>350</u>	大会議室	全面	勤労者	<u>710</u>	<u>350</u>
	団体等					団体等		
		<u>1,430</u>	<u>710</u>			<u>1,430</u>	<u>710</u>	
大会議室東	勤労者	<u>480</u>	<u>240</u>	大会議室	3分の2	勤労者	<u>480</u>	<u>240</u>
	団体等					団体等		
		<u>960</u>	<u>480</u>			<u>960</u>	<u>480</u>	
大会議室西	勤労者	<u>230</u>	<u>110</u>	大会議室	3分の1	勤労者	<u>230</u>	<u>110</u>
	団体等					団体等		
		<u>470</u>	<u>230</u>			<u>470</u>	<u>230</u>	
(略)				(略)				
備考 (略)				備考 (略)				
2～4 (略)				2～4 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(あらし)

この条例は、浜松市勤労福祉センターの大会議室の利用区分を見直すものです。